

愛知

三重

で開催！！

～「働き方改革」による「派遣法大改正」！ 派遣会社のとるべき対応は？～

同一労働同一賃金、有給義務化、残業規制への具体策！ 「働き方改革」と派遣法セミナー

「働き方改革関連法」が成立し、来年4月から順次施行されます。有給休暇の取得義務化や、残業時間の上限規制は、いずれも違反すると労働基準法における罰則（罰金）適用となり、新様式となる36協定（特別条項）や有給管理簿なども含めて、派遣会社が実務対応しなければならない喫緊の課題です。

さらに派遣会社にとっては、「同一労働同一賃金」の問題こそが、これからの経営を揺るがしかねない大きなテーマです。あまりメディアでは触れられていませんが、「働き方改革」にもなって派遣法は大改正されます。派遣先から「比較対象労働者」の情報を受けなければ、そもそも派遣契約を締結することはできず、派遣労働者の均衡待遇について、「派遣先との均等・均衡方式」か「労使協定方式」かを選択しなければなりません。

これらの具体的な内容は今後審議会での議論を踏まえて省令等で示されますが、現段階での最新情報および法律解釈と、それに基づく実務対応策を整理して、事前の体制の整備をはかることが急務となるでしょう。

そこで今回は、愛知会場と三重会場の2か所で最新情報等をお伝えする**無料セミナー**を開催いたします。

講師 **小岩 広宣**（特定社会保険労務士&特定行政書士&国家資格キャリアコンサルタント）

今回のセミナーでお伝えするテーマ

①年次有給休暇の取得「義務化」への対応は？

中小企業も待たなしH30.4～施行／行政指導を超えた罰金適用／有給管理簿がないと命取りに？

②時間外労働の「上限規制」に対応する方法

年720時間、月100時間の意味／「36協定」のあり方が大きく変わる！／月60時間超は50%割増に！

③「派遣先方式」「協定方式」に具体的に対応する方法

「ふたつの選択肢」を具体的にどう考えるか？／今後の「協定締結」「公正評価」のスキームは？

④「派遣労働者」の同一労働同一賃金は、ズバりになる！

現実的なのは「労使協定方式」／省令・業務取扱要領の方向性を予測／派遣法専門家が直球解説

無料

開催日時	会場	ご参加	ご人数
① 9月29日（土）13：30～16：00	三重会場（鈴鹿市文化会館）	<input type="checkbox"/>	人
② 11月23日（金）13：30～16：00	名古屋会場（ウインクあいち）	<input type="checkbox"/>	人

●受講料： **無料**（各事業所お1人様限定。お2人目からは2,000円）

●定員： 各会場30名（先着申込順）

●問合せ： 社会保険労務士法人ナデック <https://www.hakengyou.com/> 担当/山野 TEL 059-388-3608

ご参加お申込書 FAX:059-388-3616

事業所名		TEL	
		FAX	
所在地	〒	お名前①	
メールアドレス	@	お名前②	

※当申込書よりお客様から頂いた個人情報は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正に管理致します。